

福祉だより

2024 4/1号

No.153

社会福祉法人 日進市社会福祉協議会 TEL 0561-73-4885 FAX 0561-73-4954
〒470-0122 日進市蟹甲町中島22番地(中央福祉センター内)
<E-mail> info@nisshin-shakyo.or.jp <ホームページアドレス> https://nisshin-shakyo.or.jp



令和6年度 社会福祉法人日進市社会福祉協議会

会員募集

(地域たすけあい活動協力金)



ご協力
お願いします!

5月は募集強化月間です

社会福祉協議会 = 社協とは

『社会福祉法』第109条

- ☑ 地域福祉の推進を図ることを目的とする団体
- ☑ 各市町村に1つ設置する

役割は

地域住民のための福祉事業を実施する

- ☑ 社会福祉 のための事業をする
- ☑ 社会福祉 に住民が参加できるよう援助する
- ☑ 社会福祉 のために調査、宣伝、調整をする

社協の会員・会費とは

日進市では、子どもから高齢者、障害のある方など、様々な方を対象とした福祉活動が、地域住民の手で展開されており、これらの活動には、地域の皆様からの協力金が大きな助けとなっています。

社協の会費とは、誰もが安心して暮らせるまちづくりを社協とともに進めることに賛同していただいた方に会員となっただき、ともに地域福祉の推進を目指していくための『地域たすけあい活動協力金』です。

本年度も各区長・自治会長様にご協力いただき、募集をさせていただきます。市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

年会費 (各一口以上)

- 個人会員 500円 市内の各世帯に加入をお願いしています
- 団体会員 1,000円 ボランティア団体等に加入をお願いしています
- 法人会員 5,000円 事業所、法人様に加入をお願いしています

※協力金(会費)が地域参加そのものであり、役職や活動が課せられることはありません

知っていますか?

会費を使った主な事業

- 地域福祉活動推進事業…福祉まちづくり協議会(地域のささえあい協働組織)の設置・推進、福祉用具や車いす専用車の貸出、『福祉だより』の発行など
- ボランティアセンターの運営…ささえあいに必要な各種ボランティアの養成、ボランティア団体の支援など
- 福祉教育事業…小・中・高等学校での福祉実践教室、青少年等ボランティア福祉体験学習事業の開催など

主な内容

令和6年度地域たすけあい活動協力金(社協会員募集) … 1 日進市社会福祉協議会主な事業内容 …… 3~11
日進市社会福祉協議会事業方針・当初予算 …… 2 福祉機器リサイクル/寄贈・ご寄付報告/今後の予定 … 12

～「福祉だより」点訳版・音訳版もあります。ご希望の方はお問合せください。～

令和6年度日進市社会福祉協議会 事業方針

重点事業

1. 市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充
2. 新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援
3. 協働による地域の見守り支援体制の充実
4. 地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編
5. 「つどいの場」の開設支援

主要事業

法人本部

● 地域福祉課

【法人運営係】

- ・ 規則、規程等の整備
- ・ 職員研修等の強化
- ・ 災害用備蓄品購入及び災害時職員初動対応訓練の実施
- ・ 発展強化計画の進捗管理の実施
- ・ 地域福祉活動計画の見直しの実施

【地域福祉係】

- ・ 重層的支援体制整備事業の推進
- ・ 住民互助による活動の継続的な支援
- ・ コーディネート機能の充実
- ・ アウトリーチを通じた情報発信・収集の充実

● 包括支援課

【包括支援係】

- ・ 地域包括ケアシステム構築への市との連携・協力
- ・ 義務化の各種取組の実施
- ・ 認知症総合支援事業への協力
- ・ 共生型デイサービス事業の運営

【生活支援係】

- ・ 生活困窮者のための地域づくり事業(重層的支援体制整備事業)
- ・ 貴重品預かり事業の有効的な活用
- ・ 継続的な支援を必要とする世帯に対する重点的な支援
- ・ 多機関協働による包括的な相談支援の実施
- ・ 赤い羽根共同募金(テーマ型募金)による「こどもの居場所づくり」等の活動を行う団体の支援

障害者福祉センター

● 地域生活支援センター

【総務係】

- ・ 各種規程、内規等の整備
- ・ 施設の維持管理

【相談支援係】

- ・ 基幹相談支援センター事業の充実
- ・ 障害者自立支援協議会の運営の推進
- ・ 人材育成事業の見直しと推進
- ・ 障害福祉に関する情報の発信
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
- ・ 業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するためのICT活用検討

● 子ども発達支援センター

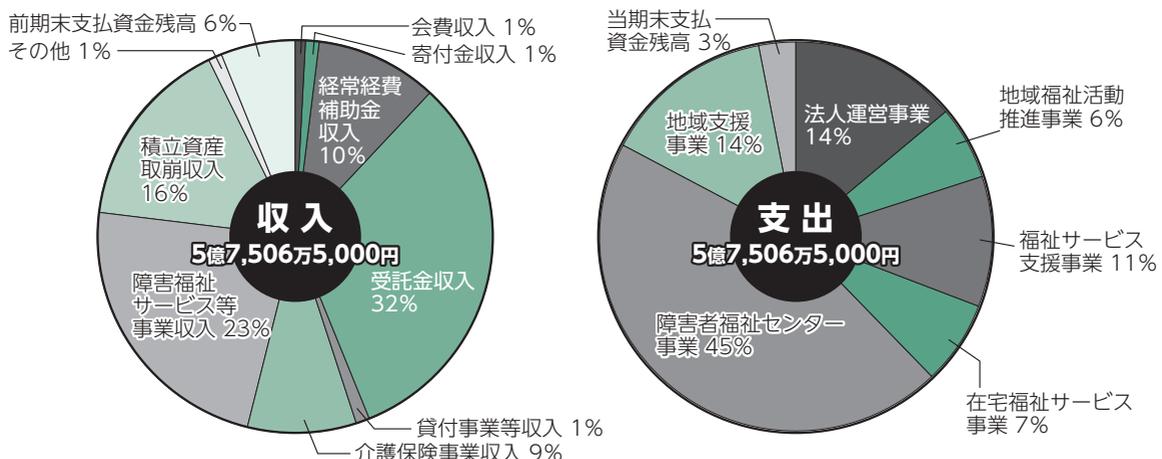
【子ども支援係】

- ・ 保育所等訪問支援事業
- ・ 巡回相談(巡回支援専門員整備事業)
- ・ 基本相談(子ども発達相談)
- ・ 障害児相談支援事業
- ・ 親子通園教室

【療育係】

- ・ すくすく園の運営(児童発達支援事業)

収支予算の内訳



社会福祉協議会の事業紹介

日進市社会福祉協議会は、住民の皆さんと共に、誰もが安心して生活できる地域づくりを目指して、様々な福祉事業を行っています。

法人運営事業

- 理事会・評議員会・監事会の開催
- 組織管理・職員体制の強化充実
- 会員募集
- 福祉だよりの発行
- 中央福祉センター・福祉情報センターの指定管理業務
- 赤い羽根共同募金運動への協力

地域福祉事業

- 地域福祉活動への支援
 - ・つどいの場実施支援
 - ・地域活動の組織化支援
 - ・傾聴ボランティア派遣事業
 - ・地域活動助成事業の実施
- 高齢者やこども、障害のある方々の関係福祉団体の運営支援
- 福祉教育
 - ・福祉協力校の指定(全小・中・高等学校)
 - ・福祉実践教室の開催
 - ・青少年等ボランティア福祉体験学習事業の開催
- 介護支援ボランティア事業等の受託事業の実施
- 功労者表彰式の開催
- 健康・福祉フェスティバルの開催
- ボランティアセンターの機能強化
 - ・ボランティアの登録・紹介
 - ・ボランティア団体の活動助成
 - ・ボランティア相談事業の実施
 - ・各種ボランティア講座等の開催
 - ・災害ボランティアセンター設置運営
- 福祉用具
 - ・福祉用具・車いす専用車の貸出
 - ・福祉機器リサイクル事業の実施

包括支援事業

- 地域包括支援センター
 - ・総合相談支援
 - ・高齢者等の困難事例・虐待防止への対応
- 認知症地域支援推進員の配置
- 認知症初期集中支援事業の受託
- 居宅介護支援事業
- 生活福祉資金等の貸付事業の実施
- 日常生活自立支援事業の実施
- 生活困窮者自立相談支援事業の受託
 - ・緊急生活支援とホームレス対策
- デイサービス事業
 - ・地域密着型通所介護
 - ・総合事業
 - ・共生型生活介護



障害者福祉センター事業

- 地域生活支援センター
 - ・障害者相談支援
 - ・障害者自立支援協議会の運営
 - ・人材育成事業
 - ・地域交流支援
 - ・重層的支援体制整備に係る社会参加支援事業
- 子ども発達支援センター
 - ・すくすく園の運営
 - ・障害児相談支援
 - ・保育所等訪問支援事業
 - ・子どもの発達相談
 - ・巡回相談
 - ・保護者の交流事業
 - ・親子通園教室(あじさい教室)
- 障害者福祉センターの指定管理業務



ボランティアセンター事業案内

ボランティアセンターでは、ボランティアをしたい方とボランティア活動をしてほしい方をつなげるほか、ボランティア活動に関する情報を提供、新たな担い手の創出につながるような各種講座やイベントの開催等を行っています。
お気軽にお問合せください！

部会活動

- **広報部会**: ボランティアセンターの情報集約やチラシ作成、広報活動などを行う
- **イベント部会**: 福祉フェスティバル等への参加検討、ボランティアの交流会やイベントなどを企画する
- **研修部会**: ボランティアの研修会、他市町への視察研修などを企画する

団体ごとではなく、個人での自由参加、複数部会への参加も可能とし、各部会年3回程度の開催を予定しています。ぜひ皆さんの意見をお聞かせください！

ボランティア相談

ボランティアをしたい、ボランティアをしてほしい等の相談を随時受け付けています。

ボランティア登録

活動支援や相談、助成金交付支援、情報提供等を行っています。
(登録団体は会議室を利用できます)

普段は無料アプリ「LINE」でゆるいつながりをつくっています♪

各種ボランティア講座等の開催

ボランティア活動に役立つ講座を開催しています。

ボランティア保険の手続き

ボランティア活動保険・ボランティア行幸用保険の加入受付を行っています。

災害ボランティアセンターの開設

災害時には、災害ボランティアセンターを開設・運営します。

ボランティア活動保険・ボランティア行幸用保険のご案内

ボランティア活動保険

国内におけるボランティア活動中に、ボランティア本人がケガをした場合、ボランティアの方々から他人に損害を与えたことにより損害賠償事故が発生した場合を補償します。

- ◆ 通常の経路により住居を出発してから住居に到着するまでの往復途上の事故を含みます。
- ◆ 熱中症(日射病・熱射病)による傷害も補償します。
- ◆ 天災プランにご加入の場合、地震・噴火・津波によるケガも補償します。

保険料	Aプラン	Bプラン	Cプラン	天災Aプラン	天災Bプラン	天災Cプラン
	250円	300円	500円	400円	500円	800円

ボランティア行幸用保険

福祉活動やボランティア活動などを目的とする団体等が主催する日本国内での行事に参加中に、参加者が偶然な事故でケガをした場合、主催者が参加者など他人の身体や財物に損害を与え、主催者が法律上の賠償責任を負った場合を補償します。

- ◆ 急激かつ外来による日射・熱射によって身体障害を被った場合も補償します。
 - ◆ 細菌性食中毒およびウイルス性中毒によって身体障害を被った場合も補償します。
- *保険料は、参加される行事の内容や宿泊の有無等によって異なります。



●補償金額や保険料等については専用のパンフレットをご用意しております。

詳細は日進市社会福祉協議会までお問合せください。

愛知県社会福祉協議会ホームページでもご覧いただけます。

愛知県社協 ボランティア保険

検索

活動報告

ボランティアセンター 研修会、交流会を開催しました

令和4年度より発足した3つの部会のうち「研修部会」による企画運営にて、2月23日(祝・金)にボランティア研修会を開催しました。

24名もの多くの方にご参加いただき、それぞれのボランティア活動について改めて考えるきっかけになったと思います。

2月15日(木)には「イベント部会」の企画によるボランティア交流会を開催しました。

普段一緒に活動することのないメンバー同士での情報交換、お友達づくりなど、リラックスした雰囲気でした。





サンタボランティア活動紹介

令和5年12月、二人のサンタボランティアさんが保育園や児童施設で活動しました。★

多くの子どもたちの笑顔に触れ、楽しい時間を過ごすことができました。

あなたもサンタクローズになってみませんか？



まちの守り人養成講座

日常生活の中で、無理なく地域でできる見守り活動について「まちの守り人養成講座」を開催しています。

令和5年度は、計7回736名が「まちの守り人」として認定され、累計3,991名となりました!!

・地域の方にもっと受講してほしい。

・自分を見つめ直すことにつながった。

などの感想をいただいています。5名以上集まっただけであれば市内どこでも出張いたします。土日でも実施できますので、お気軽に申し込ください。



青少年等ボランティア福祉体験学習 (7月～8月実施)

中学・高校生等の希望者を対象に、夏休みの期間を利用し、福祉施設でボランティアの体験学習をします。福祉の課題に気づき、地域社会とのかかわりや交流の中から、地域の一員としての自覚と「共に生きる力」を育むことを目的としています。



福祉実践教室

小・中・高等学校と協力し開催しております。

児童・生徒が、障害者や高齢者等との交流や体験を通し、福祉への理解や関心を高めるとともに、「豊かな人間性」や「共に生きる力」を育むことを目的としています。

※この事業は、地域たすけあい活動協力金と赤い羽根共同募金を活用しています。

親子で学ぶ! 『にっしん防災フェスタ』

わが町の防災について親子で学んでみませんか!

●と き:令和6年8月17日(土)
午後1時30分～3時30分

●ところ:日進市中央福祉センター
2階 多機能室ほか

●定 員:20組40人(先着順)

●対 象:日進市在住の小学生と保護者

※詳細は、本会ホームページをご覧ください。



子育て家庭向け体験講演会

親子で福祉について学びませんか

●と き:令和6年9月21日(土)
午前10時～11時30分

●ところ:日進市中央福祉センター
2階 多機能室

●定 員:50名程度(先着順 親子20～25組)

●対 象:市内在住の方

※詳細は、本会ホームページをご覧ください。



令和6年度

つどいの場運営助成の 申請を募集します！

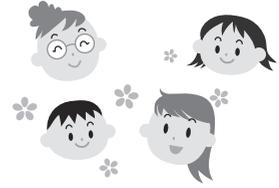


地域の誰もが気軽に通える『つどいの場』を市内で開催・運営する団体に対し、その運営に必要な経費を助成します。

つどいの場とは

- ①市内で月に1回以上開催する活動
- ②地域住民の誰もが気軽に通える場所
- ③地域住民が主体的に運営する場

具体的には、
「ふれあい・いきいきサロン」
「ほっとカフェ」
「体操スポット」
などです。



助成金額

- ①事業をPRするための印刷費や消耗品費は、年間50,000円まで
 - ②コーヒーマーカー等の備品購入は、年間35,000円まで
 - ③会場の環境を整備する費用は、年間150,000円まで
- ※申請は年間を通じて可能ですが、申請月によって上限額が変わる場合があります。
※詳細は本会ホームページをご覧ください。



円卓会議

令和4年12月に介護保険制度の見直しがなされて、地域包括ケアシステムの深化・推進の項目の中で「様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現」が謳われています。この目標を具現化していくために日進市でも、支え合いの地域づくりをお手伝いする5名の生活支援コーディネーターが配置され、地域の方々と共に地域づくりや健康づくりに奮闘しています。

ここで紹介します「円卓会議」は、各地域の住民の皆さんが普段抱えている問題点や課題等を解決していくための意見交換の場として毎年開催しており、令和5年度は「企業と地域の共生について一緒に考えよう」と「住民互助による移動支援の安定した継続に向けて」をテーマに2回実施しました。今年度も開催を予定しておりますので皆さんのご参加をお待ちしております。

～おたっしやボランティア 登録&研修会～

ボランティア活動を通していきがづくり・健康づくりをしませんか？

- 対象:日進市内在住で、ご自身で活動場所まで通える65歳以上の方
- とき:令和6年4月26日(金)
午前10時～正午
- ところ:日進市中央福祉センター
2階 視聴覚室
- 持ち物:筆記用具、介護保険証、印鑑、ボランティア保険料(250～800円)
- 申込方法:①住所②氏名③年齢④電話番号を日進市社会福祉協議会まで(窓口、電話、FAX、メールいずれかで)

●申込締切:4月19日(金)

※次回7月を予定しております。

傾聴ボランティア派遣のご案内

日進市社会福祉協議会では、傾聴が必要だと思われる方のご自宅に、傾聴ボランティアの派遣事業を行っています。
月1回～週1回の1時間程度、傾聴ボランティアがじっくりお話をうかがいます。

要件

- ①市内在住の65歳以上の方で介護保険サービスを利用されている方
- ②自宅で生活している方またはサービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム等に入居の方(介護保険施設、特定施設入所者は除く)
- ③自宅または施設の居室で継続的に傾聴を希望される方

手順

- 要介護、要支援認定を受けている方は、担当のケアマネジャーにご相談ください。
 - 要介護、要支援認定を受けていない方は、市役所の介護福祉課にご相談ください。
- 詳細は日進市社会福祉協議会にご相談ください。



地域包括支援センターは高齢者の相談・支援をするところです。
 日進市から委託を受けて、市内3か所中部・東部・西部地域包括支援センターがあります。
 日進市社会福祉協議会には中部地域包括支援センターが設置されています。
【中部地域包括担当地区:蟹甲・折戸・栄(1・2丁目)・本郷・岩崎・岩藤・南ヶ丘・東山・藤塚・竹の山】

**日進市中部地域包括
支援センター**
☎(0561)73-4890
 日進市中央福祉センター内

Q 地域包括支援センターってどんなところ？

- A**
- 地域で暮らす高齢者の皆さんの介護・福祉・健康など総合相談窓口になっています
 - 高齢者の方が安心して地域で暮らすため、関係機関と連携しながらご支援します
 - 消費者被害への対応や成年後見制度、高齢者虐待相談など、高齢者の権利を守るためのお手伝いをします
 - いつまでもお元気ですごしていただくために、介護予防のお手伝いをします
 - ケアマネジャーと連携して、介護が必要な方のお手伝いをします
 - 日進市高齢福祉サービス利用に関するお手伝いをします

一口コラム

「ACP手帳」をご存じですか？

ACPは、「人生会議(アドバンス・ケア・プランニング)」の略で、あなたが望む医療やケア、自分らしい生き方について前もって考え、その想いを大切な人たちと繰り返し話し合う時に活用する手帳が、「ACP手帳」です。
 市のホームページからダウンロードしていただくか、市役所や各地域包括支援センターでも配布していますので、ぜひ手に取ってご活用ください。

たとえばどんなことを相談できるの？

- ・ 足腰が弱くなり、買い物や調理が十分にできなくなり困っている
- ・ 親が一人暮らしをしているが、物忘れが進んできている
- ・ 最近どこにも外出せず、閉じこもり気味なので心配している
- ・ 困っているけど、どこに相談したら良いかわからない

⇒ **まずは、一緒に考え、必要なサービスや関係機関、専門機関につなげていきます**

相談って、具体的にはどうすればいいの？

- ・ 包括支援センター窓口で相談できます。
- ・ 電話相談もOKです。
- ・ ご自宅に訪問しての相談もできます。
- ・ 予約は特に要りませんが、担当職員が不在の場合もあるので事前にお電話をいただくと助かります。
- ・ 当番職員が出勤するので、土曜・祝日も相談を受けます。

..... **まずは、お電話をください!**

「日進市認知症初期集中支援チーム」を知っていますか？

認知症の方や疑いのある方、そのご家族に対して、医療・福祉・介護の専門家によって構成されたチームで、初期の支援を集中的に行います。
 認知症を早期に発見し対処することで、その人らしい自立した生活が送れるよう支援しています。
 ⇒ 認知症についてのご相談は、まずは、『地域包括支援センター』にご連絡下さい。状況に応じて、初期集中支援チームにお繋ぎいたします。ご家族だけのご相談でも構いません。

スタッフから

低栄養とは、必要な栄養素が足りない状態です。高齢になると、食べづらくなったり、消化機能が落ちたりして、栄養や水分を十分に摂れなくなることがあります。高齢者の約6人に1人は低栄養状態といわれています。この低栄養状態になると筋肉量も減少し転びやすくなったり、免疫機能が低下して風邪などの感染症を引き起こしやすくなったりします。低栄養を予防し老化を遅らせるために、バランスの良い食事に心掛け、いつまでも美味しく食事が摂れるように、定期的な歯科受診などを心がけましょう。低栄養を予防し、健康寿命を延ばしていきましょう！

居宅介護支援事業所 ふれあい介護支援センター

TEL:0561-73-4330

居宅介護支援事業所とは、介護保険法にもとづき、要介護認定を受けた人等が自宅介護サービスなどを利用しながら生活できるよう支援する事業所です。

居宅介護支援事業所には、介護支援専門員資格を持った職員(ケアマネジャー)が所属し、介護保険を利用するお手伝いをしています。



介護保険制度の説明やサービス事業所のことなど、ご本人の状況に合わせて情報提供し、高齢者の暮らしをご家族と一緒に支えます。支援をご希望される方は、ご連絡ください！



生活福祉資金貸付制度のご案内



資金の種類

1. 総合支援資金

失業者等で生活再建のために必要な経費

2-1. 福祉資金 福祉費

療養に必要な経費や、住宅の改修、引越等、一時的に必要な経費



2-2. 福祉資金 緊急小口資金

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用

3. 教育支援資金

高校、大学等への就学に必要な経費



4. 不動産担保型生活資金

高齢者世帯に対し、居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金



5. しあわせ資金

一時的な出費により生計の維持が困難となった世帯に貸し付ける資金



借入ケース例

- 失業により、生計の維持が出来なくなった。
- 就職するまでの当面の生活費が足りない。
- 無収入のため公共料金や家賃が払えなくなり、アパートを退去するよう言われそうである。
- 低家賃の住宅へ転居するのに、引越しの費用が足りない。
- 医療費や療養期間中の生活費が不足する。
- 障害者の日常生活の便宜を図るために車を購入したい。
- 住宅の増改築、補修に経費が必要。
- 火事で家財が焼けてしまった。
- 医療費または介護費の支払いが足りない。
- 給料を盗まれた。紛失した。
- 年金、保険、失業給付などが出るまでの生活費が足りない。
- 高校や大学へ進学する際に入学金や制服等の入学準備金が足りない。
- 月々の授業料の支払いが困難
- 自宅を担保に生活資金を借りたい。
- 予想外の出費があり、生活費が足りない。

生活福祉資金は、誰でも理由を問わず借りられる制度ではありません。資金種類ごとに定められた貸付条件があります。また、使途や目的に応じた貸付制度であり、条件に合わない場合や必要な書類が用意できない場合等には貸付できません。借入の手続き・審査には時間を要します。詳しくは社会福祉協議会貸付担当にお問合せください。

コロナ特例の緊急小口資金及び総合支援資金の償還につきましては、病気、失業、収入減少その他の事情により**返済が困難な場合**には、返済の**免除や猶予**ができる場合があります。

詳細については、下記の連絡先までお問合せください。

返済に関する問合せ先: 愛知県社会福祉協議会 特例貸付 償還事務センター 電話番号 052-684-9766

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的・精神に障害のある方で、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方はご相談ください！

福祉サービス利用援助

デイサービスやヘルパーなどの福祉サービスを頼むお手伝いをしたり、福祉サービスの利用料の支払いをお手伝いします。

日常的金銭管理サービス

年金の手続きや、病院への医療費や税金、公共料金等の支払い、生活に必要な預貯金の出し入れなどのお手伝いをします。

書類等預かりサービス

印鑑や通帳、証書などの大切な書類を安全な場所でお預かりします。



◎利用料等、詳しくは日進市社会福祉協議会へお問合せください。

各種福祉用具貸し出し



介護保険のレンタル車いすが届くまで…、骨折してしまった…！といった、一時的に福祉用具が必要な方に貸出する事業を行っています。

●対象者: 市内在住の方

●貸出期間: 申請日より30日以内
更新手続きにより同一年度内で最大90日間

●費用: 無料

〈貸出福祉用具の例〉

車いす、歩行器、シャワーチェア、スロープ、杖

車いす専用車貸し出し

車椅子に乗ったまま車に乗り込める車の貸し出しを行っています。

- 対象者: 市内在住の車いす利用者又はその家族で運転手を確保できる方
- 貸出期間: 2営業日以内
- 貸出・返却の受付: 月曜日から土曜日(12/28~1/4を除く)
- 費用: 燃料費のみ

走行距離	費用
10km以内	100円
10kmを超えた場合	10kmごとに100円加算
2営業日にわたって使用の場合	ガソリン満タンにて返却

※ただし10km未満の端数距離はすべて繰り上げ、10kmとして計算する。

※車いすのサイズに制限がありますので事前にご相談ください。

※原則として3ヶ月前から3日前までの申請につき貸出いたします。急な申請の場合、対応できないことがありますので、ご了承ください。

※ご予約は窓口にて行っております。運転される方の免許証をご持参ください。

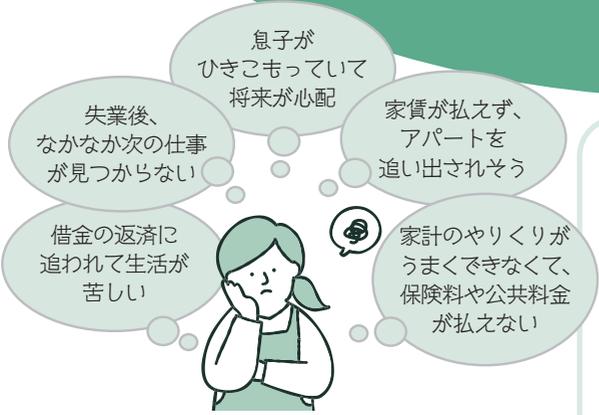
こんにちは！暮らしサポート窓口です！

相談無料

秘密厳守

生活上の様々なお困りごとの相談窓口です。

就職、住居、食糧、家計管理などのサポートを行います。窓口でのご相談だけでなく、自宅やご指定の場所に訪問も可能です。ご相談の内容によって、様々な専門機関とも連携して、一緒に考え、解決へ向けお手伝いさせていただきます。



●相談窓口：日進市役所1階 福祉相談窓口 (19、20番窓口)

●相談時間：月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分
※上記以外の相談場所や日時など、ご希望があればお伝え下さい。

●電話：0561-73-1497

●FAX：0561-72-4554

●メール：info@nisshin-shakyo.or.jp

※外出等により不在のことがあります。事前にお電話いただくと助かります。

実施している事業

自立相談支援事業

～あなただけの支援プランを作ります～
就職や住まい、家計管理などの困りごとや不安を抱えている方のご相談に応じます。どのような支援が必要か、支援員と一緒に考え、具体的なプランを作成し、自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金

～家賃相当額を支給します～
離職などによって、住居を失った方や失うおそれのある方に、就職活動などを条件に、一定期間、家賃の補助を行います。
※一定の資産収入等に関する要件があります。

家計改善支援事業

～家計の立て直しを支援します～
[FP(ファイナンシャル・プランナー)による家計相談]の利用等により、家計の見える化や、再生に向けて具体的な方針を立て、目標に向かって相談者が自ら家計管理を続けて行けるように支援します。また、必要に応じて貸付の斡旋等を行います。

食糧や日用品の支援

～食糧や必要物品の支援など～
緊急な理由により必要な方に、自転車や鍋、炊飯器等の日用品の貸出、レトルト食品などの食糧、生理用品等の消耗品の提供を行います。



ふれあいデイサービスセンター



- 営業日：高齢者(地域密着型通所介護事業・総合事業)……月曜日～土曜日
障害のある方(共生型生活介護事業) ……月曜日～金曜日
(年末年始12/29～1/3休業)
- 提供時間：午前9時45分～午後4時00分
- 利用定員：15名
- 実費：食事代(地域密着型通所介護事業・総合事業)627円 (共生型生活介護事業)440円
紙パンツ110円 尿取りパット20円 トロミ剤20円 パソコン講座参加費100円等



～ふれあいデイサービスセンターのおすすめポイント～

- ・明るく大きなお風呂と寝たまま入れる機械浴槽があります。お体の状態に合わせた方法で、安心・安全にご入浴いただけます。
- ・ご利用者様のご希望と状態に合わせて運動機能訓練など一人ひとりに個別メニューを作成し運動機能の維持向上をサポートします。
- ・パソコン、書道、回想法、体操等の講座を定期的で開催しています。

体験の利用、随時承ります。
お気軽にお問合せください。
問合せ先
TEL 0561-73-4688



パターゴルフ



夏祭り



作品作り



書道



地域生活支援センターたけのやま

障害のある(と思われる)方への地域生活の支援や社会参加の促進を図るため、相談支援事業を中心とした支援を行うとともに、啓発や人材育成に関する支援なども行います。

相談
無料

日進市障害者相談支援センター(基幹相談支援センター)
TEL:0561-72-0853

福祉サービスって
どんなものがあるの？
どうやって手続きするの？



身体が不自由で家事が大変
だけど、手伝ってもらえる
福祉サービスはないかな？

障害のある方が、地域で自分らしい生活を営んでいくためのお手伝いをします。
障害の種別や年齢に関わらず、ご相談をお受けします。
(手帳や診断がなくてもお受けします)
障害のある方だけでなく、ご家族、関係者などどなたでもご相談ください。
まずは、お気軽にご連絡ください。

実施している事業

【障害者相談支援事業】【情報発信事業】

- 障害のある方に関わる相談、サービス利用に関する相談支援を行います。
- 障害のある方が地域で抱える課題の解決に向けて検討を行う、障害者自立支援協議会の運営、障害当事者や支援者に向けた研修会、勉強会を開催しています。

【障害福祉に関わる人材育成事業】

- 子どもの発達支援や障害福祉に関わる人材を発掘するための啓発や、育成するための講座の開催など、人材育成活動を行います。

【地域交流支援】

- 障害のある方やその家族、支援者や地域の方々が集い、交流できる場を提供します。

なかなか外に出られない方やおしゃべりが苦手な方へ、
ちょっとお話してみませんか？

フリースペース「すばる」

- 日 時:原則第3土曜日 午後2時～4時
- 場 所:日進市立図書館等
※場所は変動しますのでお問合せください。
- 参加費:100円(お茶菓子代)

肢体不自由ママ・パパのためのピアサポート
悩みや不安、あるあるを共有し、共に考え、支援する場です。
仲間をつくっておしゃべりをしませんか？

しゃべり場

- 日 時:奇数月 第2土曜日 午後1時30分～3時
- 場 所:日進市障害者福祉センター 会議室
- 託 児:あり(ご希望の方は事前にご連絡をお願いします)

障害者自立支援協議会とは？

障害のある人となない人が、ともに暮らすことのできるまちづくりを進めていくために、官民一体となって問題を話し合い、解決を目指していくところです。

日進市障害者自立支援協議会の取組み

●ケアマネジメント部会

- 障害福祉事業所職員の人材育成
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討

●就労部会

- 障害者雇用の促進(企業との交流会等)
- 障害のある(と思われる)お子さんの保護者に向けた障害福祉サービス説明会の開催

●子ども部会

- 幼少期～学齢期の関係機関の連携
- 障害のある(と思われる)お子さんの余暇支援・不登校支援
- 市内でより生活が送りやすくなるための啓発活動
- 医療的ケア児の支援体制

●権利擁護部会

- 障害者差別解消法の周知啓発
- 災害時・緊急時の配慮に対する取組み
- 災害時支援のあり方について周知
- 障害者虐待防止の理解を深める取組み
- 成年後見制度の周知啓発



子ども発達支援センター「すくすく園」

TEL:0561-74-5939

言葉の発達がゆっくりな子、上手く友達と関われない子、身体の不自由な子などが通園し、ひとりひとりの子どもたちの発達状況に合わせて、保育園・幼稚園や学校に向けての基本的な生活習慣や、社会生活への適応性を身につけるための発達支援(療育)を行います。

また、通園する子どものご家族とともに、子育てのあり方を考え、子どもの育ちを援助していきます。

その他、専門相談員によるお子さんの発達や、心配ごとに関する相談もお受けしています。

主な事業

① 児童発達支援事業

お子さんの発達の状況に応じた療育を行います。親子で通うクラス(1~5歳児)とお子さんだけのクラス(3~5歳児)があります。



② 保育所等訪問支援事業

保育園や幼稚園、学校などで集団生活の適応のために専門的な支援を必要とする場合、専門スタッフが直接学校や園に訪問し、お子さんに対して支援を行います。お子さん本人に対する支援(集団生活適応のための訓練など)のほかに、先生に対する支援(支援方法等の助言や指導など)も行います。



③ 子ども発達相談

専門の相談員がお子さんの発達に関する心配ごと全般の相談をお受けし、お子さんや家族の方に助言をさせていただきます。また、福祉サービスの利用に関することなどの相談をお受けし、必要な支援を行います。

必要に応じて、保育園・幼稚園・小・中学校へ訪問し、お子さんの様子を観察したり助言を行います。

※まずはお電話でご予約
ください。



④ 巡回相談

発達障害等に関して専門の知識を有する相談員が保育所等のお子さんが集まる場所を巡回し、施設のスタッフに対し助言等の支援を行います。



お問合せ 日進市障害者福祉センター 〒470-0136

◆地域生活支援センター「たけのやま」TEL 0561-72-0857
障害者相談支援センター TEL 0561-72-0853

日進市竹の山四丁目301番地

◆子ども発達支援センター「すくすく園」TEL 0561-74-5939

訪問型サービスA(基準緩和型サービス) 生活支援サポーター養成講座



この講座は、比較的軽度の要支援認定者および事業対象者への生活支援(家事援助など)を行う「訪問型サービスA」の従事者を養成する講座です。地域の高齢者を支える新たな担い手として活動してみませんか。

初回受講日より1年以内に所定の講義(①～⑥)全てを受講した方に修了証を発行します。1日のみの受講では修了証の発行ができませんのでご注意ください。

- とき:令和6年6月13日(木)・14日(金)午前10時～午後4時
- ところ:日進市中央福祉センター2階 視聴覚室
- 定員:先着20名 ●参加費:無料
- 対象:市内の指定事業所にて就業する意思のある方・関心のある方
- 申込方法:受講日1週間前までに、①住所②氏名③生年月日④電話番号を日進市社会福祉協議会へ(電話・FAX・メール・QRコード)
- 講座内容は、本会ホームページをご覧ください。

※全講義受講後に、別途現場研修および認知症サポーター養成講座を受講いただきます。
※詳しくは日進市社会福祉協議会までお問合せください。

フードドライブ寄贈いただきました

フードドライブに寄贈いただきました。
心より感謝申し上げます。

	総重量(kg)
11月28日、12月27日、1月26日 常設フードドライブ窓口	101.8
12月23日、1月20日 にっしん地域猫の会フードドライブ	10.95
1月17日 口論義運動公園	0.6
1月23日 名菱電子 防災備蓄品	148.5
2月1日 赤池小学校フードドライブ	54

○フードドライブ窓口

【常設】日進市民会館・生涯学習プラザ・総合運動公園

【定期実施】にっしん地域猫の会(月1回)

まごころありがとうございました

次の方々から善意のご寄付をいただきました。市民の皆様様に報告させていただくとともに、厚くお礼申し上げます。
(順不同・敬称略)

K・M	10,000円
あいち尾東農業協同組合 日進基幹支店	100,000円
ニューライフチャペル	15,000円
S44年度日進中学卒業生同窓会	41,000円
(匿名)	10,000円
イトーヨーカドー労働組合赤池支部	5,923円
日進市身体障害者福祉協会	2,290円
社団法人全国肢体不自由児・者父母の会連合会	5,413円

【善意の募金箱】

日進市中央福祉センター	8,436円
日進市障害者福祉センター	583円
日進市民会館	5,392円
あいち尾東農業協同組合 日進基幹支店	315円
株式会社山本工務店	1,206円
ゆうせん調剤薬局	35,868円
愛知県口論義運動公園	2円

(令和5年12月8日～令和6年3月17日受付分)

福祉機器リサイクル

不要になった福祉用具を有効活用しませんか

車いす、歩行器、ベッドなど、使わない福祉用具を譲りたい方、福祉用具を譲り受けたい方はご登録ください。中央福祉センター1階南側廊下掲示板「譲ります」「譲ってください」コーナーに掲示し、また、HP・直近の福祉だよりに掲載します。

譲受希望が出るまで保管はご家庭でお願いしております。提供に関する交渉は、譲渡人、譲受人双方のお話し合いをお願いします。

※ポータブルトイレ等、直接皮膚に触れて使用する福祉機器は新品に限ります。
お気軽にお問合せください。

福祉機器等リサイクル情報 (令和6年3月20日現在)

譲ります

- 歩行器
- 杖(1点杖、4点杖)
- 車いす
- シルバーカー



令和5年度日進市社会福祉協議会

会員加入の追加報告

(令和5年9月11日～令和6年3月14日受付分)

つぎの法人事業所様にご加入いただきました。
厚くお礼申し上げます。(敬称略)

(有愛和)

- 法人会員合計 550,000円/92件
- 会費総額 4,043,091円/6,666件

社会福祉協議会 今後の予定 (令和6年4月～6月)

月	日	曜日	内容
4	12	金	理事会
	20	土	精神保健福祉ボランティア「すばる」フリースペース
	26	金	おたっしやボランティア登録&研修会
5	11	土	肢体不自由ママ・パパのためのフリースペース「しゃべり場」
	18	土	精神保健福祉ボランティア「すばる」フリースペース
	21	火	監事会
6	30	木	理事会
	15	土	精神保健福祉ボランティア「すばる」フリースペース
	13	木	生活支援サポーター養成講座
	14	金	//
	21	金	評議員会